

議会運営委員会視察報告概要

【三重県四日市市】

1 視察日時

令和6年11月11日（月）

午後1時30分から午後3時まで

2 視察先及び視察事項

- ・視察先 三重県四日市市
- ・視察事項 通年会議の運用について
本会議におけるペーパーレス会議システムの導入について

3 参加委員

委員長 大石健一 副委員長 亀山恭子

斉藤かおり、長岡恵子、中井めぐみ、矢作いづみ、長谷川礼奈、川辺浩直、

粕谷不二夫、谷口雅典、中 毅志、入沢 豊

議長 松本明信 副議長 石本亮三

4 視察の目的

現在、所沢市議会では、令和7年5月から通年会期制の導入に向けての準備と、本会議及び委員会においてペーパーレス会議システム導入に向けた協議を行っている。

四日市市議会においては、平成23年5月より通年議会の導入及び平成29年2月から本会議においてペーパーレス会議システムを導入され、ペーパーレス化の推進により、議員活動の活性化及び議員・職員の業務効率化を図っていることから、今回の視察により今後の議会運営の参考とするため、視察を行った。

5 視察の概要

四日市市の概要説明があり、その後、四日市市議会の概要や通年議会についての説明、ペーパーレス会議システム導入の概要説明の後、質疑応答を行った。

6 概要説明

【四日市市の概要】

市制施行は明治30年8月であり、現在、人口は三重県最大の約31万人で、施行時特例市、保健所政令市の指定を受けており、有数の工業都市である。

【議会の概要】

議員定数は現在34人で、議員は必ず4つの常任委員会（総務、教育民生、産業生活、

都市・環境)のいずれかに所属しなければならない。また、予算常任委員会は議長を除く全議員33人が、決算常任委員会は議長及び議会選出監査委員2人を除く全議員31人が所属することとなっている。

【 議会運営に関する事項（一般質問） 】

発言時間については、1定例会議員1人当たり答弁を含め30分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一人当たり答弁を含め60分を超えないものとする。

質問方法は、一問一答方式、もしくは一括質問一括答弁方式のどちらかを選択することができる。令和5年度においては、98%が一問一答方式で行われた。

【 四日市市議会基本条例について 】

四日市市議会基本条例は、平成23年3月に条例制定議案を全会一致で可決し、平成23年5月に条例を施行された。基本方針の三本柱として、市民との情報共有、市民参加の推進、議員間討議の活性化があり、これを基に議会運営を進めることとしている。

【 議会基本条例による新たな取組 】

四日市市議会基本条例の制定による新たな取組として、

①通年議会（第9条）

定例会を年1回とし、会期を通年とする。市議会では全国初の導入例となった。

これまで専決処分を行っていた議決事件について、原則として議長権限で緊急議会を開催し、審議することとなった。

②反問権（第13条）

執行部からの議員への逆質問（反問）を可能としている。議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求めることも含まれる。

③文書質問（第16条）

議会期間中を除き、文書により執行部に質問を行うことができる。質問内容は一般質問として行う程度としており、議会開催中は出来ないこととしている。

【 通年議会について 】

本市議会の通年議会は、地方自治法が平成24年9月に通年議会の規定を設ける前に導入しており、厳密に言えば、法で定める一年365日を会期とするものではなく以前からあった定例会、臨時会の制度を応用したものである。例年5月1日から4月末までの約350日間程度を定例会としている。

約1年を会期とする年1回の定例会の期間の中で、まず5月の2日間で開会議会を開き議長選挙や役員を選任などを行う。その後、6月、8月、11月、2月の年4回の定例会月議会を開催している。

通年議会において、地方自治法第179条の専決処分はなくなったが、第180条の専決処分は引き続きある状況である。

【 大型スクリーン・電子採決システムの設置 】

本会議における議論等を視覚的に分かりやすくし、また、議会の意思決定に係る状況を議会自ら積極的に情報提供することで開かれた議会とするため、平成28年に150インチの大型スクリーンを設置し、電子採決システムを導入した。

この事業については、庁舎を管理する部署が行い、主な費用は設置工事関係経費が約1,200万円、システム導入委託費が約1,550万円で、計2,750万円の費用が掛かっている。

この大型スクリーンは、議員の一般質問の資料投影にも活用されおり、市民からは、質問の内容や採決の結果などが分かりやすくなったとの声が寄せられている。また、執行部にもスクリーンの使用を認めており、一般質問の答弁の際に写真や図を投影して行っており、執行部としてもより分かりやすい答弁ができるようになったと考えている。

電子採決システムについてのデメリットは、現時点では特にないものと考えている。

【 請願について 】

請願は、一般質問初日（おおむね本会議2日目）の午後4時までに受理したものを本会議において委員会に付託する。審査期限は、付託時の定例会の議会期間最終日までとし、審査期限を延長する場合は次の定例会の議会期間の最終日（2月定例会議会において延長する場合は、会期の最終日）までとする。

【 ペーパーレスシステムの導入について 】

平成27年10月から全額公費で全議員にタブレット端末を導入した。資料のペーパーレス化で会議用システム「モアノート」を導入しており、現在も執行部への資料説明も同ソフトを使用している。さらに令和元年5月からは、それまでのiPad Air 2（9.7インチ）からiPad Pro（12.9インチ）に変更導入し、見やすいタブレットとなった。その後、令和3年5月からはサーフェスゴー2（10.5インチ）というマイクロソフト社のタブレット端末を導入している。議員からのWindows対応の機種を求める意見が多く寄せられ、議論の結果、現在の機種変更となった。これまでは公務のみの使用に限定し使用料は全額公費としていたが、この機種変更に合わせて政務活動にも使用できるよう運用を変更し、それに伴ってタブレット端末の通信費の2分の1を政務活動費で負担していただいている。

システムに使用するIDの数は、議員が議員数と同じ34ID、事務局が6ID、執行部に25IDの計65IDを契約しており、1つのIDで5台までの端末が利用可能である。

導入経費は、初期費用として39万6,900円、月額使用料は73,260円であり、この月額使用料にはデスクネット・ネオの使用料も含まれている。

【 質問事項の未回答部分について 】

①ペーパーレス会議システムの導入に関する執行部との協議について、どのように行

われたか。

その都度必要に応じて、適宜行ってきた。

③導入に対する議員の反応と課題について。

たくさんの資料を持ち歩かなくてよくなり楽になったという意見がある一方、モアノートの画面分割では、2つの資料しか同時表示できず、さらに資料を見たいときに複数の資料を見比べられないなど不便だという声もある。

④すべての資料をペーパーレス化できているのか。

完全にペーパーレス化しているわけではなく、紙資料の配布も併用している。

⑥タブレット端末やノートパソコン、スマートフォン等の利用規定について

四日市市議会情報通信機器使用基準と四日市市議会タブレット型端末使用基準という2つの使用基準を設けており、それに基づいて運用している。

⑦モアノート以外の会議システムの検討はされたのか。

令和2年に設置された議会のICT推進検討会において、サイドボックスについて検討を行っており、当時はモアノートの検索機能が使いづらいという声が議員から上がっていたが、議論を行っていた時にモアノートの検索機能がバージョンアップしたことにより乗り換え不要となったが、今後はより良いシステムが登場すればその都度検討をしていくことになると考えている。

7 質疑応答

質疑：緊急議会について、過去に何回くらい開催したことがあるのか。また、コロナの時期に開催したことはあったか。

応答：緊急議会については、決まりとしては7日前までに案内をすることとなっているが、さすがにそのタイミングではスケジュール的にも厳しいものがあるので、実際の運用上は正副議長、正副委員長の4役会議に1か月前には伝えるようにしている。なお、定例月議会のタイミングにあてはめられるものは定例月議会内で議決に持っていけるようなスケジュールリングを組んでもらい、議案の上程等に配慮をいただいている。そのことから、緊急議会は頻繁に開催されるものではないため、何回開催されたかは把握をしていない。コロナの時期には確か1回あったかという記憶である。

質疑：先だつての衆議院選挙による補正予算についてはどうしたのか。

応答：今回の補正対応については、予備費執行で対応するというので、次に開催される定例月議会で改めて補正予算をあげてもらい、予備費に充当していくような流れとなっている。

質疑：緊急議会の招集は議長の判断となると思うが、これ以外で召集の判断となるものはあるのか。

応答：地方自治法以上の決めはない。

質疑：文書質問はどの程度あるのか。

応答：文書質問は大変多く出ていると認識している。定例月議会中は出さないというルールはあるが、令和6年の状況は6件の質問が出されている。

質疑：通年議会にしたきっかけは。また、どのようなメリットがあったのか。

応答：三重県議会が全国初で始めたことで、四日市市議会もそれに習って始めたと思う。平成23年の議会基本条例の制定の際に、通年議会ということで導入しているが、メリットとしては、閉会中ではなく休会中となるため、委員会活動として自由に動ける状態にあるので所管事務調査についても、本会議で断りを入れた上で行わなくても、委員会判断で動くことができる。

質疑：請願について、受理の規定は先ほどお聞きしたが、休会中の2か月間に出されてきたことがあるか。

応答：基本的には、定例月議会の直前に出されることが殆どなので、定例月議会中しか取り扱っていない。

質疑：5月の議長を決める臨時会はいつ開催しているのか。

応答：ゴールデンウィークが終わって、15、16日ごろに開いている。

質疑：各議員個人への連絡手段と傍聴者への対応について

応答：連絡手段についてはデスクネットを使用している。傍聴者に対しては、紙資料を10部程度準備して対応している。

質疑：モアノートについて、年間のデータ使用料は。

応答：契約は20GBだが、使用料としては10GBほどとなっている。

質疑：データでなく、紙でないと対応できない議員はいるのか。

応答：タブレットを議員に配っているが、全く使うことができない議員はいないので、基本としてはモアノートで資料を見てもらうが、機器の操作に関しては、議員によって多少の差はあると思われるので、そういった場合は傍聴者用の資料を流用したりして臨機応変な対応している。

質疑：どうしても紙がいいという場合は、議員個人で紙を印刷しているか。

応答：個人的に印刷している人はいる。

質疑：タブレットをiPad Proからサーフェスゴー2に変えて不都合はなかったか。タブレット導入前はパソコンを一人一台貸与しており、平成27年11月からタブレットを導入して、2台同時併用となっていた。ただこのような状態について市民に説明ができるのかという意見もあり、1台に統合していこうという流れの中で選択されたのがサーフェスゴー2である。こちらはWindowsベースで動くので、パソコンを使うように扱える。

応答：議場や委員会室に持ち込める機器は。

質疑：基本、貸与されているタブレットのみとなっている。

応答：議場にコンセントは整備されたのか。

質疑：本会議場にコンセントはない。委員会室にはタブレット導入時期に整備された。

質疑：モバイルバッテリーの持ち込みについて

応答：持ち込みはOKである。特に規定もない。

質疑：BCPについて、災害時に電波障害によってタブレットが使えない場合、紙資料を準備するなど、どのような対応をしているのか。

応答：基本的に、予算書や決算書、実績報告書等に関してはデータのみでなく、紙でも執行部から出てくるので、オールペーパーレスではなく一部紙が残っている。

質疑：執行部側のICT化の現状は。

応答：タブレットはiPadを使用しており、ソフトはモアノートを使用している。

本会議場では、各部局長がタブレットから資料等を見て対応している。

質疑：所沢市議会では、一般質問時に執拗であれば写真や資料をモニターに映して説明をしているが、四日市市議会ではどのようにされているのか。

応答：タブレットから直接大型スクリーンに映し出したりしている。紙ベースのものを映し出すときはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）を使用する議員もいる。

質疑：その資料を使うことに関して、決まりはあるのか。

応答：事前に議長の許可を得て使用可としているので、事務局で確認をしている。

質疑：一般質問の発言時間について、このような基準を作ったのはいつ頃からか。

応答：資料P5のとおり、一人持ち時間30分で4人の会派であれば120分となり、一人の最大持ち時間は60分なので、この例の場合は、120分をどのように使うかは会派の判断となる。この決めに關しては、平成12年の議会運営委員会で確認されている。最近の通告では、30分から45分で行う傾向が多い。

質疑：一般質問時の理事者の出席要求についてはどのようにされているのか。

応答：理事者側は、常に全員出席している。

質疑：視察項目ではないが、中核市については四日市市議会としてこれまでどのように関わってきたのか。

応答：四日市市でも前市長の時に中核市移行についての話は出ていて、当市も全国でも最大規模の産業廃棄物があり、まずはそれを県に解消してもらってから中核市移行をしていこうということだったが、現市長になってから、中央通りの再開発が始まり経費が掛かることもあって、令和5年の春頃に中核市移行は一旦延期するとの申し出があり、現在に至っている。

市には保健所もあり、中核市になってのメリットがあまり考えられない状況もあり、移行に関しては11～12億円が必要との試算も出ていたことから、現在、話は進んでいない。

【委員長所感】

四日市市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所が発表した議会改革度調査2023において、全国8位にランキング（所沢市議会は、同19位）されていて、所沢市と人口同規模、同じ一般市（四日市市は、保健所政令市）の中でも議会改革が先行しており、市議会において最も早い時期（平成23年）に通年議会を導入しています。また、ペーパーレス会議システムにモアノートを採用されているため、これまで視察してきた議会が採用しているサイドブックスとの比較が可能のため視察をさせて頂きました。

これまで、請願、臨時会議、専決事項、一般質問、文書質問等に関し議論してきましたが、10年以上経験されてきた四日市市議会は、とても参考になりました。

また、サイドブックスより後発に開発されたモアノートでは、改善点があり、採用をされていましたが、更に後発のスマートディスカッションについては、採用段階では比較できなかったことも判りました。また、中核市移行について、議員同士で情報交換でき、視察の成果が上がったと思います。

【三重県鳥羽市】

1 視察日時

令和6年11月12日（火）

午前10時から午前11時30分まで

2 視察先及び視察事項

- ・視察先 三重県鳥羽市
- ・視察事項 通年会期制の運用について
本会議におけるペーパーレス化について

3 参加委員

委員長 大石健一 副委員長 亀山恭子

斉藤かおり、長岡恵子、中井めぐみ、矢作いづみ、長谷川礼奈、川辺浩直、
粕谷不二夫、谷口雅典、中 毅志、入沢 豊

議長 松本明信 副議長 石本亮三

4 視察の目的

現在、所沢市議会では、令和7年5月から通年会期制の導入に向けての準備と、本会議及び委員会においてペーパーレス会議システム導入に向けた協議を行っている。

鳥羽市議会においては、平成26年5月から通年会期制が導入され、またIT化の推進でクラウド利用によるペーパーレス化を促進されており、議会改革及び議員活動の活性化並びに議員・職員の業務効率化を図っていることから、今回の視察により今後の議会運営の参考にするため、視察を行った。

5 視察の概要

鳥羽市の概要説明があり、その後、鳥羽市議会の概要や通年議会についての説明、ペーパーレス化の概要説明の後、質疑応答を行った。

6 概要説明

【鳥羽市の概要】

人口は1万6,473人（2024年9月末）、水産業が盛んで、全国で一番海女が多いまちといわれており、平成29年3月3日に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国の重要無形文化財へ指定された。また、令和元年5月20日に「海女に出逢えるまち鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産に認定された。

【鳥羽市議会の議員定数】

令和4年度に見直しを行っており、現在は定数13人となっている。会派はない。

通年会議の運用

【 通年会期制の運用について 】

平成26年5月から地方自治法第102条の2第1項に基づき、定例会・臨時会の区分を設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とする通年会期をスタートした。

【 鳥羽市議会の会期等に関する条例について 】

鳥羽市議会の会期は、5月1日から翌年の当該日の前日（4月30日）までとする。これは議員の任期に合わせているものである。

会議の招集は、改選後30日以内に市長が招集し、それ以降の年は自動的に招集されたものとみなす。

地方自治法第102条の2第6項に基づく定例日は次のとおりとする。

- 1) 5月15日（役員選挙のみ）
- 2) 6月の第2火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日
- 3) 9月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日
- 4) 12月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日
- 5) 3月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日

【 通年会期制のメリット・デメリットについて 】

メリット

- ・災害等が起こった場合、速やかに会議を開くなどの対応が可能となる。
- ・審議時間に余裕を持たせることができる。
- ・常任委員会の所管事務調査がさらに活用しやすくなる。

デメリット

- ・議員活動への影響。
- ・日切れ扱いの地方税法の改正について、会議の時間が国会の議決に左右される。

【 執行部からの懸念や課題と対応について 】

執行部からの懸念、課題については、下記の2点があがったが、執行部に委員会に出席してもらい説明、話し合いの場を設けた結果、以下のようになった。

- ・専決処分について（年度末の税条例の改正等）は、法的な解釈から専決処分にはできないことを説明。
- ・議場や委員会への出席説明員の範囲については、出席説明員が長の権限と定められているところであり、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮することとなっていることからその範囲は執行部に一任する。

【 請願の取扱いについて 】

鳥羽市議会の運営に関する基準により、議会運営委員会の前日までに受理した請願は、以降の本会議に上程し、質疑を行った後、所管の委員会に付託するものとする。なお、議会運営委員会以降に受理した請願についてはその都度検討するが、原則としては

今回の議会運営委員会後の本会議に上程するものとなる。ただし、議長が認める場合は、その限りではない。

・議長、副議長及び付託が予想される常任委員会委員長及び議会運営委員長は、紹介議員にはならないものとする。

【 傍聴人規則の改正について 】

平成27年に傍聴の利便性の向上と促進を図るため、所要の整理を行った。

主な変更内容は、地方自治法第115条で議事の公開原則となっており、市民のみならず誰でも傍聴できることや、傍聴者の個人情報保護の観点から傍聴人受付を廃止した。

児童及び乳幼児の傍聴を議長の許可なく可能とした。

議会中継を行っていることから、傍聴人による写真、映像等の撮影及び録音等の禁止を廃止した。

本会議におけるペーパーレス化について

【 タブレット端末の費用について 】

市からの貸与ではなく議員個人で購入している。令和5年4月より備品台帳と領収書の提出を条件に、政務活動費での支出を可能としている。ただし、全額ではなく購入金額に議員残任期を乗じ、耐用年数で除して出た金額をさらに2分の1で按分した金額のみとしている。その他、月額通信費があり、これについては私費と2分の1の案分となっている。

【 主にグループウェアとして活用しているアプリ 】

- ・メールは、事務連絡に使用（主に資料添付を伴うもの）
- ・グーグルドライブは、会議の資料をデータで共有
- ・ラインワークスは、開催通知の送付及び事務局と議員との連絡手段とアンケート機能を利用した日程調整等に使用
- ・カレンダーは、市議会HPのグーグルカレンダーと同期し、議会の予定を共有

【 メールやクラウドのメリット 】

- ・ペーパーレス化や郵送代の削減
- ・事前に資料に目を通すことにより、説明の簡略化や質問の深化が可能
- ・会議終了後は紙資料の破棄も可能で、資料の保存場所確保も解消
- ・事務局職員の事務負担軽減

【 タブレット端末の自席への持ち込み 】

鳥羽市議会の運営に関する基準により、本会議、委員会、その他全ての会議における議員のパソコン、タブレット端末等の持ち込みについては、審議に関係のある事項に限り使用することができるものとする。

【 ペーパーレス化している資料について 】

鳥羽市議会の運営に関する基準より、会議に係る執行部からの提出資料のペーパーレ

ス化については、本会議に上程される資料（議案書、予算書、決算書等）については、従前のおり紙資料での配布とPDFデータでの送信とする。その他の会議資料については、原則PDFデータでの送信とするが、A3版の図面やページ数の多い各種計画書等については、従前のおり紙資料でも配布を受けるものとする。なお、PDFデータについては、原則会議開催日の3日前までに各議員へ送信するものとする。

【 タブレット端末を導入した目的 】

ペーパーレス化が目的ではなく、審議をスムーズにすることを目的とした結果、一部ペーパーレス化につながったという状況である。

【 質問事項の未回答部分について 】

「通年会期制の導入について」

②専決処分はなくなったか。

地方自治法第179条の専決については導入後はなくなったが、第180条の専決については年に2、3件ある。

③事務局の負担は増えたか。

導入前と変わらない。

④一般質問に対する取組（人数制限、発言時間等）はされているか。

人数制限はしていない。発言時間は60分としている。

「本会議におけるペーパーレス化について」

①ペーパーレス会議システムは、なぜ導入しなかったのか。

タブレットへの書き込み機能等が必要なければ、十分に無料のクラウドサービスの利用で対応可能である。

③ペーパーレス化に対する議員の反応と課題について。

議員もあまりペーパーレス化については意識をしていないと思われる。課題については、あえて言うならば紙資料のものを今後どうしていくかであるが、スムーズな審議を考えると積極的に推進していくことはない。

⑤予算決算常任委員会におけるペーパーレス化について。

議案書等は紙で配布している。

⑥タブレット端末やノートパソコン、スマートフォン等の利用規定について

持ち込みの決めがあるのみで、詳細な取り決めはない。

7 質疑応答

質疑：国の税制改正に係る専決処分は3月31日になっても行っているのか。

応答：行っている。

質疑：年度末の議会開催について、P24の表だと2月28日～3月29日となっているが、3月31日に開催するということは臨時会的に行うということか。

応答：まず、2月28日に議案が上程されて、昨年度は3月29日が平日最後の日だった

たが、その29日の前に上程された議案の採決日があり、その後は休会として3月29日に日切れ法案のための本会議を開催した。

質疑：請願の取り扱いで、P28の「ただし、議長が認める場合は、その限りではない。」とはどのようなことを想定しているのか。

応答：例えば、議運が終わった後に出された請願について、どうしてもその議会中で審議してほしいという請願者の意向があった場合、緊急性があるかを協議したうえで、議運を再度開いてその請願を取り扱うか決めることを想定している。実際、コロナの時期に飲食店からの請願で対応したことがある。

質疑：請願権についての考えは。

応答：常時受付をするが、その時点で3、6、9、12月の本会議における採決となることでお受けしている。

質疑：出席説明員についてはどのようにされているのか。

応答：鳥羽市議会では、一般質問時は課長級の職員が全員出席しており、長の権限と定められているため、執行部に一任している。

質疑：一般質問の通告以外の質問をすることは許されているのか。

応答：基本は、通告に沿った質問としている。ただし、市長に反問権を与えているので、答弁者は使ってくることはある。

質疑：所沢市議会ではICT化推進計画に基づいて進めているが、鳥羽市議会は、執行部主導で進めてきたのか。

応答：タブレット端末を取り入れて、審議をスムーズに進めていこうと議会主導で進めてきた。議案書は紙資料だが、説明資料はPDFデータでくる。そもそもペーパーレス化のためにタブレット端末を導入したわけではなく、審議をスムーズにするためであり、一部、ペーパーレス化できるものをしていこうということで行っている。

質疑：無料のアプリ等を使用していることでペーパーレスシステムとは違い、メモ機能はないという認識でよいか。

応答：グーグルドライブは完全に閲覧機能のみで、書き込みたい人は紙を準備して対応している。

質疑：議案書、予算書、決算書等について、鳥羽市議会は今後どのようにしていく予定か。

応答：これらについては、紙資料をなくしていくような議論にはなっていない。

質疑：タブレット端末に係る政務活動費の取り決めは、どこかを参考にしたのか。

応答：三重県議会を参考にした。鳥羽市議会の政務活動費は月額1万3千円である。

質疑：委員会のネット中継などについての議論はどのようなものがあったのか。

応答：鳥羽市議会は、ライブ配信をすでに行っており、議場に来られない方はそちらを見てもらっている。議員がオンラインで参加するための委員会条例の改正は済んでいるが、実際に行うとなった時のやり方についての議論は出来ていない。ただし、基本は登庁することとなっているため、各議員で天候は事前に確認して対応している。

質疑：傍聴人規則の改正について、各議員がこの内容で納得したのか。

応答：本会議場には、ほぼ傍聴人はいない状況であるため、あまり影響はないと考える。

質疑：グーグルドライブに過去のデータが蓄積されていくと思うが容量は大丈夫か。

応答：現状ではまだ大丈夫であるが、今後必要となれば検討していく。平成27年からのデータが保存されている。

質疑：グループメールは無料とのことだが、事務局として内容を確認してもらえているのかどうかについての対応は。

応答：メールだとその心配があったので、ラインワークスを導入した経緯がある。通常の連絡事項等はこちらで行い、データ送付を伴うものなどはメールで送信して、ラインワークスで送らせていただいたメールを送信して運用している。

【委員長所感】

鳥羽市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所が発表した議会改革度調査2023において、全国31位にランキング（所沢市議会は、同19位）されていて、平成26年より通年会期制を導入しています。また、ペーパーレス会議システムを使用せず、ペーパーレス化を進めている事例であるので、視察をさせて頂きました。

鳥羽市議会は、会派制を無くして、13人の議員全員で、一つの議員控室を共有しており、議会としてのまとまりを感じました。それは、通年会期制及びペーパーレス会議でも感じる事ができて、同じ方向性で取り組まれていました。

鳥羽市では離島があるので、悪天候により登庁、傍聴できなることも想定され、オンラインによる参加やネット配信が進んでいるという地理的条件が改革を進めていました。また、執行部の反問権行使も所沢市議会より大きく緩和されていて、白熱した議会が行われているようです。また、鳥羽市議会議長より「文書質問について、所沢市を参考にしている」という評価を頂きました。ペーパーレス化の推進は、執行部より要請されてはならず、議会主導で行われており、議員の意識の高さと結束力を見習うべきであると感じました。

【愛知県刈谷市】

1 視察日時

令和6年11月13日（水）

午前10時から午前11時30分まで

2 視察先及び視察事項

- ・視察先 愛知県刈谷市
- ・視察事項 本会議におけるペーパーレス会議システムの導入について

3 参加委員

委員長 大石健一 副委員長 亀山恭子

斉藤かおり、長岡恵子、中井めぐみ、矢作いづみ、長谷川礼奈、川辺浩直、

粕谷不二夫、谷口雅典、中 毅志、入沢 豊

議長 松本明信 副議長 石本亮三

4 視察の目的

現在、所沢市議会では、令和7年5月から通年会期制の導入に向けての準備と、本会議及び委員会においてペーパーレス会議システム導入に向けた協議を行っている。

刈谷市議会において、本会議におけるペーパーレス会議システムを導入されており、ペーパーレス化を推進することで、議員活動の活性化及び議員・職員の業務効率化を図っていることから、今回の視察により今後の議会運営の参考にするため、視察を行った。

5 視察の概要

刈谷市の概要説明があり、その後、刈谷市議会の概要やペーパーレス会議システム導入の概要説明の後、質疑応答を行った。

6 概要説明

【刈谷市の概要】

人口15万2,682人（令和6年4月1日現在）で、所沢市と同じ昭和25年市制施行である。

【導入のきっかけ】

議会運営委員会において、各会派当から提案される議会運営等に関する検討課題について協議を行っており、その中で、議会のICT化に特化して協議を進めていくことになった。そこで、市民への情報発信、議員・事務局・執行部の情報共有、議会運営の効率化や活性化に向けて調査研究することを目的とし、平成30年11月に議会ICT化研究会が設置された。

この研究会は、各会派から1人ずつ選出し、任期は1年、必要に応じて開催される。

【 議会 I C T 化研究会の活動 】

年月		活動内容
第1期	平成30年11月 平成30年12月 ～ 令和元年4月	議会運営委員会で設置を確認 市議会としてのICT化の目的・手段についての調査研究 議場回収に伴い設置する電子決済の実施についての検討 ⇒改選後も引き続きICT化について協議することを確認 (全4回開催)
	令和元年7月 議員改選	
第2期	令和元年8月 令和元年9月 ～ 令和2年5月	議会運営委員会で設置を確認 SNSの活用、会議のライブ中継、オンライン会議、ペーパーレスの推進、グループウェアの導入、研究会での視察の6項目について調査研究 ⇒ペーパーレスの推進、グループウェアの導入を進めていくことを確認 (全6回開催)
	第3期	令和2年8月 ～ 令和3年5月
第4期		令和3年8月 ～ 令和4年2月
	令和4年5月	タブレット端末、ペーパーレス会議システムの運用開始(紙併用)

第5期	令和4年8月 ～ 令和5年5月	タブレット使用上の問題点、ペーパーレス化の推進、タブレット付属品の検討、タブレット端末勉強会、タブレット端末のアプリの取扱いの5項目について協議 ⇒使用基準の改正を行ったほか、議案書等のペーパーレス化は執行部のペーパーレス化の時期に合わせることにし、それまでは紙とデータを併用し、各議員は操作方法の取得等の準備を確認 (全9回開催)
	令和6年5月	議案書等の完全ペーパーレス化を実施(6月定例会から)

【 ペーパーレス会議システムの試行(令和2年12月定例会) 】

目的・・・実際の会議中にペーパーレス会議システムを使用し、各種システムの比較検討を行う

期間・・・令和2年11月26日から令和2年12月18日

機種・・・iPad Pro 12.9インチ(セルラー) 通信業者より借用

台数・・・13台(議員用7台、事務局用6台)

システム・・・ペーパーレス会議システム(サイドブックス、モアノート) グループウェア(ラインワークス)

費用・・・無償(通信事業者及び各システム会社の協力のもと実施)

【 選定理由 】

試行期間において、選定チェックを行い決定した。

タブレット端末(iPad Pro 12.9インチ(セルラー))

- ・画面サイズがA4に近い
- ・操作性に優れている
- ・議会フロアのWi-Fiに不具合が生じても、通信が途絶えないようセルラータイプとする

ペーパーレス会議システム(サイドブックス)

- ・ペーパーレス会議システム等選定チェック表の評点が全体的に優位である
- ・不慣れな人でも操作が容易である
- ・通知機能など実際の会議において有効的な活用が可能である
- ・議会での導入実績が多く、議員等の利用者からの声による機能強化が見込まれる

グループウェア(ラインワークス)

- ・操作性がよい

【 タブレット端末に関する契約の詳細 】

機種・・・iPad Pro 12.9インチ(セルラー)

導入台数・・・34台(議員用28台、事務局用6台)

契約金額・・・914万2,034円（リース・長期継続契約）
契約期間・・・令和4年5月1日から令和9年7月31日（次の改選期まで）
費用負担・・・全額公費

【 初期導入費用 】

付属品・・・57万9,700円（アップルペンシル、保護カバー、保護フィルム）
導入初期委託・・・55万0,000円（端末操作研修、管理者用研修）

【 継続費用 】

データ通信料（1台分）・・・1,045円/月
端末賃借料（1台分）・・・2,442円/月
保守管理サービス料（1台分）・・・266円/月

【 システムに関する契約の詳細 】

導入時期・・・令和4年5月1日
システム名・・・サイドブックス
ライセンス・・・50人
ファイル容量・・・基本1GB+追加10GB

【 初期導入費用 】

導入設定費用・・・2万2,312円
講習会費用（2回分）・・・17万6,000円
諸費用（講習会の機器送料）・・・6,204円

【 運用費用 】

システム使用料（1か月あたり）・・・82万5,000円

【 システム導入に関する議員の意見及び課題 】

様々な年齢・職歴の議員がおり、タブレット端末を使えないことを避けるためにデモや定例会での試行実施、研修会や勉強会を行った。

議会だけでなく、執行部と一緒に行わなければ非効率になることについては、議会だけでもペーパーレス化を進め、事務の効率化を進めていくことで合意。

紙との併用については、最初は紙との併用を行うが、端末の費用対効果を上げるためにもペーパーレス化を目指していくことで合意。

【 システムの導入メリット 】

紙の削減

令和6年3月定例会までは試行期間であったため、紙と電子データを併用していた。

令和6年6月定例会よりペーパーレス化し、紙の削減が出来ている。

議案等の快適閲覧

議案等の資料を拡大・縮小することができ、今まで見つらなかった小さな文字を快適に閲覧することができる。

多様なメモ機能

文書上に「手書き」、「テキスト」、「画像添付」により、メモをとることができ、会議中に議論の内容を書き込むことができる。

検索機能

文書内検索だけでなく、本棚の全文書を対象に複数の文書をまたいで検索する「横断検索」により、膨大な数の書類の中から目的のページを素早く探すことができる。

【 導入にあたっての執行部との協議 】

議会ICT化研究会において、以下のような意見があった。

(意見)

- ・ 試行を行った際、議案の提案説明のペースにタブレットの操作が追いつかなかった。
- ・ 議案書等のデータにおいて文字検索ができなかった。

(対応)

- ・ 予算・決算議案等について

できる限り予算については「予算説明書」で、決算については「主要施策成果報告書」で、それぞれ説明を行うこととした。また、款項目順で主要な歳出のみ説明を行い、歳入の説明はページを移動せず、歳出の中で補足して説明することとした。

その他、行政計画等を委員会等で報告する際もページ順での説明をすることとした。

基本的に、ページが戻らないように説明の仕方に工夫をした。

- ・ 文字検索について

執行部において、議案書の検索ができるようデータを作成することとした。

【 刈谷市議会の情報通信機器使用基準 】

貸与端末機の使用については、

議員が会議で使用できる情報通信機器は貸与端末機とし、当該会議における議論の目的外でこれを使用してはならない。

※会議とは、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（分科会を含む）、全員協議会及び議会広報委員会、その他の議会における任意の会議全てをいう。

【 ペーパーレス化の課題 】

ペーパーレス化の課題については、

紙資料とデータのページ番号が異なり分かりづらい点（表紙、間紙によるずれ）は、表紙や間紙も含めたページ番号を振るように執行部と調整

議会と執行部が使っている会議システムが違うため、画面同期ができない点は、議会は事務局より該当ページを通知し閲覧、執行部は各自でページを表示し閲覧

資料の差し替えがあった場合のメモの取扱いは、サイドブックスの機能により、メモ

書きを消さずデータの差し替え対応

【 ペーパーレス化対応資料 】

- ・刈谷市議会では、本会議資料を含む全ての資料をペーパーレス化
- ・必要に応じて議員自身で会派室のプリンター等を使用し印刷することは可能
- ・事務局で用意する紙の資料は、傍聴者閲覧用の7部のみ

【 ペーパーレス化の課題 】

- ・議員によって会議システムの活用度に差が生まれている。
- ・附属機関などの議会以外の会議におけるペーパーレス化をどのように行うか。

7 質疑応答

質疑：セルラー方式での契約ということだが、通信費は契約に入っているのか。

応答：契約はソフトバンクで、セルラーも含めての契約である。

質疑：議会フロアのWi-Fiもソフトバンクとの契約か。

応答：Wi-Fiは執行部で契約しており、別会社である。

質疑：議案書、予算書、総合計画等の資料も等も全てペーパーレスとのことだが、執行部も全てペーパーレスなのか。

応答：基本ペーパーレスだが、答弁の資料など手持用は紙で用意している人もいる。ただ、執行部もペーパーレス化していこうという思いの中で進めている。

質疑：これまでは、議案書等の資料はどちらが印刷をしていたのか。

応答：印刷は執行部が行っていた。

質疑：システムのページの通知機能は事務局が行っているのか。

応答：議場に、事務局職員4人が入っているが、議事課長が通知を行っている。

質疑：システム導入で質疑等は減ったか

応答：特に減っていないと思われる。

質疑：今年の6月から完全ペーパーレスということなので、来年の3月議会での予算書はどのようにする予定か。

応答：データで行っていく予定である。またその時に意見等があれば検討していく。

質疑：予算や決算の説明の時、所沢市議会の場合は資料が色々あるので、それらの資料のページ数を言って説明を行うが、その辺りはどうしているのか。

応答：説明に関しては、基本的に刈谷市議会は一つの資料を基に説明をしていたこともあり、その資料のページを見ればよいこととなっている。

質疑：所沢市議会ではスマートディスカッションも候補に挙がっているが、刈谷市議会ではどうだったのか。

応答：それは挙がらなかった。最初に、県内の議会で導入しているところを参考にしようということで、サイドブックスとモアノートの2社を候補にした。

ただし、執行部が導入しているのはスマートディスカッションである。

質疑：執行部のスマートディスカッションは、いつから導入しているのか。

応答：令和5年6月から導入している。

質疑：執行部のWindows環境のパソコンとのスマートディスカッションとの連動はどのようなか。

応答：事務局で使用しているサーフェスはWindowsだが、事務局職員はこれでサイドブックもスマートディスカッションも両方使用できるように設定してあるが、操作性の違いが少しあり、サイドブックのほうが使いやすいと感じる。

質疑：機器の持ち込み基準は

応答：会会議には、タブレット端末のみとなっている。パソコンやスマートフォンは持ち込み禁止としている。

質疑：政務活動費はいくらか。

応答：年間22万5,000円である。

質疑：タブレット端末は全額公費で貸与ということだが、貸与品だと議員活動をする上で不便という意見はないのか。

応答：それに関しては意見も出ていて、政務活動費を入れて使える部分を増やした方がいいのではないかという議論はあるが、その使い方は市民から見て、なかなか線引きが難しいので、いまはまだ公費であるので、若干不便さを感じている議員もいると思われる。

質疑：議場改修の中で、電源を設置したのか。

応答：議場の改修は令和元年に行っているが、その時はまだタブレット端末は導入していなかったが、電源を付けておこうということで全席コンセントを設置した。

質疑：予算の説明時に、ページ順で行っているとのことだが、時にはページを戻したりして若干前後することもあると思うが。

応答：いまは、各課から一事業の説明とする形にしており、人件費については説明をしていない。

【委員長所感】

令和6年6月定例会から、ペーパーレス会議を導入されていて、最近の導入事例として、参考になりました。これまで、埼玉県議会、墨田区議会、四日市市議会、鳥羽市議会、そして、刈谷市議会のペーパーレス会議について視察ができました。それぞれの議会の考え方などが比較できましたが、埼玉県議会と刈谷市議会では、完全ペーパーレスが実現できていました。課題の整理もできてきましたので、所沢市議会も完全ペーパーレス化に向けて、取り組んでまいります。